

人材開発支援助成金（定額制サービスによる訓練）について 令和6年10月1日から制度の見直しを行いました



労働局連絡先

見直しについてのご不明な点は事前に労働局までご相談ください！

このリーフレットでは、定額制サービスによる訓練を助成対象としている「人への投資促進コース（定額制訓練・自発的職業能力開発訓練）」、「事業展開等リスクリング支援コース」について、令和6年10月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 主な見直しの内容

- 人への投資促進コースの定額制訓練、自発的職業能力開発訓練、事業展開等リスクリング支援コースの助成額の上限額を1人1月あたり2万円に設定しました。

例えば、人への投資促進コース（定額制訓練）の申請で、10人12か月契約の場合は、 $10人 \times 12か月 \times 2万円 = 240万円$ が上限額となります。

- 人への投資促進コースの定額制訓練、自発的職業能力開発訓練、事業展開等リスクリング支援コースにおいて定額制サービスによる訓練を実施する場合、労働者1人1年度あたり3回（※1）と設定しました。

※1 4月1日から翌年3月31日までの支給申請回数となります。ただし、令和6年度に限り、令和6年10月から翌年3月31日までの支給申請回数となります。

○人への投資促進コース（定額制訓練）

	改正前	令和6年10月～
上限額の設定	なし	1人1か月あたり2万円
労働者1人1年度当たりの支給回数の設定	なし	3回※2

○人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）

	改正前	令和6年10月～
上限額の設定	なし	1人1か月あたり2万円
労働者1人1年度当たりの支給回数の設定	3回	3回※2

○事業展開等リスクリング支援コース

	改正前	令和6年10月～
上限額の設定	なし	1人1か月あたり2万円
労働者1人1年度当たりの支給回数の設定	3回	3回※2

- ※2 ①人への投資促進コースの定額制訓練②自発的職業能力開発訓練③事業展開等リスクリング支援コースの3つのメニューで横断的に定額制サービスによる訓練を実施する場合に、回数のカウントは3つのメニュー合計で労働者1人1年度あたり3回となります。

（例）定額制サービスによる訓練を①で1回、②で1回活用した場合、①～③のいずれかで残り1回となります。

2 契約期間の重複した場合の対応について

定額制サービスに係る訓練について、既に申請した定額制サービスと対象事業所、訓練内容が同一、かつ、契約期間が重複する定額制サービスを申請する場合は、重複している契約期間は原則助成対象外としました。

3 自動更新契約の取扱いについて

契約が自動更新である定額制サービスの場合、改正前は契約の更新期間ごとに計画届を提出することを原則としていましたが、1年間を上限として、最初に締結した契約期間の初日から、事業主が任意に設定する日（※）までの期間ごとに、計画届を提出するという方法に変更しました。

※ 契約の更新期間の最終日のいずれかの日で設定する必要があります。

4 提出書類の変更について

（１）**計画届**の提出の際に必要な「対象者の一覧を記載する様式」について、コースごとに、以下のとおり、変更しました。

① 人への投資促進コース（定額制訓練）

改正前 定額制訓練に関する対象者一覧（様式第４－２号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧（様式第４－２号）

② 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練） ※定額制サービスによる訓練に限る。

改正前 訓練別の対象者一覧（様式第４－１号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧（様式第４－２号）

③ 事業展開等リスキリング支援コース ※定額制サービスによる訓練に限る。

改正前 定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧（様式第４－２号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧（様式第４－２号）

（２）**支給申請**の際に必要な「経費助成額を算定するための様式」について、コースごとに、以下のとおり、変更しました。また、様式内に自動計算式を実装しました。

① 人への投資促進コース（定額制訓練）

改正前 定額制訓練に関する経費助成の内訳（様式第７－４号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する経費助成の内訳（様式第７－４号）

② 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練） ※定額制サービスによる訓練に限る。

改正前 経費助成の内訳（様式第７－１号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する経費助成の内訳（様式第７－４号）

③ 事業展開等リスキリング支援コース ※定額制サービスによる訓練に限る。

改正前 定額制サービスによる訓練に関する経費助成の内訳（様式第７－２号）

改正後 定額制サービスによる訓練に関する経費助成の内訳（様式第７－４号）

なお、この内容が適用されるのは、「職業訓練実施計画書（様式第１－１号）」の届出日が、**令和６年10月１日以降**であるものとなります。

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。